

伊賀市地下水保全条例(中間案)の概要

1. 経緯

2021(令和3)年6月 水循環基本法改正

- ▶ 「水循環に関する施策」に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることとなりました。(第4条)
- ▶ 地域の実情に応じ、地下水の適正な保全及び利用を図るため、必要な措置を講じるよう努める(第16条の2)
 - ①地下水に関する観測又は調査による情報の収集⇒整理、分析、公表及び保存
 - ②地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置
 - ③地下水の採取の制限その他の必要な措置 など

「伊賀市地下水保全条例」

本市でも、この改正の趣旨を踏まえ、地下水を**市民共有の貴重な財産**であり、**公共性の高いもの**であるにとらえ、地下水を保全し良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とした新しい条例を制定したいと考えています。

ただし、現在のところ、伊賀市では、地盤沈下や地下水の枯渇等切迫した事案の発生は確認していないことから、基準を設けて地下水採取量等の規制を行うことはせず、事業用に一定規模以上の揚水施設により地下水を利用している事業者からの**定期的な地下水採取量の報告**を中心に検討しています。

2. 条例の概要

【対象】

次の条件のいずれにも該当する場合について、届出・報告の対象とします。

①事業を目的として地下水を採取する場合

- ▶ 市の事業のために揚水施設を設置、使用するものを除きます。
- ▶ 温泉(温泉法)及び可燃性ガスを溶存するもの(鉱業法)を除きます。

②動力を用いた施設(揚水機)で地下水を採取する場合

- ▶ 揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19平方センチメートル以上のものに限ります。

【届出・報告】

上記対象に該当する事業者は、市長に次の届出及び報告を行います。

①地下水採取届出書・・・・・・・・・・揚水施設を設置するときの届出

※条例施行の際、既に揚水施設を設置している者も届出を要する。

②地下水採取変更届出書・・・・・・・・届出済みの内容等を変更するときの届出

③地下水採取廃止等届出書・・・・・・・・届出済みの揚水施設を廃止する場合や、揚水機の規模を届出要件未滿に変更するなどのときの届出

④地下水採取量等報告書・・・・・・・・地下水の採取量の報告

報告期間等 4～9月分を10月

10～翌年3月分を4月に報告

【立入調査】

本条例は、地下水採取量や採取地域等の規制等を行う趣旨ではありませんので、立入調査については、届出内容の確認に加え、不測の事態に備えて定めるものです。

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設及び地下水採取量の測定場所等に立ち入らせ、揚水施設等を調査させることができることとし、地下水採取者は、これを受入れなければならないものとします。

【地下水の循環利用等】

市民共有の貴重な財産である地下水の保全を目的としていることから、地下水採取者は、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならないこととします。

【啓発】

地下水保全の目的の実効性を高めるため、市の責務として、条例の趣旨を広く市民に啓発する取り組みについて規定します。

※主な内容は条例で規定し、各届出についての期限や方法、報告の期間や様式など、詳細については、別に規則により定めることとします。

伊賀市地下水保全条例（中間案）

（目的）

第 1 条 この条例は、地下水が市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、事業活動による地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより地下水を保全し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地下水 揚水施設により採取する水をいう。ただし、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉及び鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 5 条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第 3 条第 1 項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。
- （2）揚水施設 動力を用いて地下水を採取する施設で、事業の用に供するものをいう。ただし、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計）が 19 平方センチメートル以上のものに限る。
- （3）地下水採取者 揚水施設により地下水を採取する者をいう。ただし、市の事業に係る揚水施設を設置し、又は使用して地下水を採取する者を除く。

（地下水採取の届出）

第 3 条 地下水採取者になろうとする者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（届出内容の変更の届出）

第 4 条 地下水採取者は、前条の規定による届出の内容に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

（揚水施設の廃止の届出）

第 5 条 地下水採取者は、既存の揚水施設を廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

（取水量等の報告）

第 6 条 地下水採取者は、採取した地下水の水量（以下「取水量」という）等を市長に報告しなければならない。

（採取水量削減の努力義務）

第 7 条 地下水採取者は、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならない。

（立入調査）

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設及び取水量の測定の場所

等に立ち入り、揚水施設等を調査させることができる。

- 2 地下水採取者は、前項の規定による職員の立入調査を受け入れなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(啓発)

第9条 市は、第1条に定める目的を実現するため、地下水の保全に関し、市民の意識の啓発に取り組まなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地下水採取者である者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。